

## システム障害発生時等における対応に係る基本方針について

当方針は、当社システム、関係諸機関の決済関連システム若しくは電力/通信網等の社会インフラに緊急事態が発生した場合、又は地震等の天災地変若しくはテロ等が発生した場合などにおける当社の業務執行に関する基本的な方針を示したものです。当方針は、清算参加者のデフォルト及びシステムミックリスクの発生を防止する観点から、システム障害発生時等においても可能な限り清算業務を継続するとともに、臨時対応を行う場合には、当該対応の影響を最小限にとどめ、決済システム全体における混乱の発生を防止するとの考え方に基いております。

システム障害発生時等における当社と清算参加者及び関係機関（日本銀行、証券保管振替機構（保振）、金融庁等）との間の連絡体制につきましては、Eメール、FAX、インターネット（当社HP）、TARGETのJGBCCサイトのうち利用可能な状態のものを用いることと致します。

### 1. 当社及び関係諸機関システムの障害時における対応

想定ケース	対応	備考	根拠規定
i. 当社システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社システムによって、日本銀行への決済指図が行えない場合や清算参加者に対して必要な決済情報を提供できない場合でも、代替手段により、可能な限り、通常どおり決済を継続する。</li> <li>当社が代替手段により決済指図を行う場合等において、システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断したときは、決済時限を変更する。</li> <li>代替手段や決済時限の変更等によっても決済指図を行えない又は清算参加者に対して必要な決済情報を提供できないと当社が判断した場合は、決済日を繰り延べる。</li> <li>当社が、当社システムによって債務引受けの申込みを受け付けることができない場合において、やむを得ないと当社が判断したときは、債務引受申込時限を変更する。また、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。</li> <li>システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行金融ネットワークシステムの端末を利用して決済指図を行うことを想定。</li> <li>クリアリング・ファンドの預託又は返戻が行えない場合がある。</li> </ul>	業務方法書 4、39、87、 88、89条

想定ケース	対応	備考	根拠規定
ii. 保振決済照合システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者が、決済照合システムによって債務引受けの申込みを行うことができない場合において、やむを得ないと当社が判断したときは、債務引受申込時限を変更する。また、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。</li> <li>システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。</li> </ul>		業務方法書4、39条
iii. 日本銀行金融ネットワークシステムに障害が発生した場合	<p>【国債DVP決済関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り、通常どおり決済を継続する。</li> <li>システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断した場合は決済時限を変更する。</li> <li>決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社が判断した場合は、決済日を繰り延べる。</li> <li>システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債DVP決済については、書面依頼等の代替手段を用いることができない。</li> </ul>	業務方法書4、39、87、88、89条
	<p>【資金決済（FOS）関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行の指定する代替手段により、可能な限り、通常どおり資金決済を継続する。</li> <li>代替手段により資金決済を継続する場合等において、システム障害等の状況を勘案し、やむを得ないと当社が判断したときは決済時限を変更する。</li> <li>代替手段や決済時限の変更等によっても決済を行うことができないと当社が判断した場合は、決済日を繰り延べる。</li> </ul>		
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務引受けについては継続し、基本的には、債務引受申込時限の変更や債務引受けの停止は行わない。ただし、システムの復旧に日数を要することとなった場合は、未決済約定の累積によるリスクの状況を勘案し、債務引受けの停止を行うことがある。</li> <li>システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリアリング・ファンドの預託又は返戻が行えない場合がある。</li> </ul>	

2. 大規模停電、テロ又は地震等の非常事態時における対応

想定ケース	対応	備考	根拠規定
iv. 電力、通信網等社会インフラに緊急事態が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り、通常どおり決済を継続する。</li> <li>・ 当社システム、保振、日本銀行等のシステムに障害が発生した場合は、その障害の状況に応じて、上記1. i～iiiの対応をとることとする。</li> </ul>		業務方法書 4、39、88、 89条
v. テロ等の緊急事態が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ iv. と同様の対応を行うこととする。</li> </ul>		業務方法書 4、39、88、 89条
vi. 地震等天災地変が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ iv. と同様の対応を行うこととする。</li> </ul>		業務方法書 4、39、88、 89条

以上